

第10回農林水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和3年3月31日（水）10:00～12:04

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）高橋進議長代理、佐久間総一郎座長、南雲岳彦座長代理、岩下直行、新山陽子

（成長戦略会議）金丸恭文議員

（専門委員）青山浩子、井村辰二郎、大泉一貫、澤浦彰治、林いづみ

（政府）藤井副大臣

（事務局）山西雅一郎規制改革推進室次長、川村規制改革推進室参事官

（ヒアリング出席者）農林水産省：光吉経営局長

農林水産省：望月経営局農地政策課長

農林水産省：庄司農村振興局農村政策部農村計画課長

農林水産省：牧元農村振興局長

農林水産省：山口農村振興局農村政策部長

農林水産省：玉置経営局経営政策課長

農林水産省：矢澤経営局農地政策課農地集積促進室長

農林水産省：山口大臣官房政策課長

4. 議題：

（開会）

1. 農地利用の最適化の推進について

2. 農業用施設の建設に係る規制の見直しについて

（閉会）

5. 議事概要：

○川村参事官 それでは、「規制改革推進会議 第10回 農林水産ワーキング・グループ」を開催させていただきます。

本日は、ウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催しております。お手元に資料を御準備いただき、御参加をお願いいたします。

なお、会議中は雑音が入らないよう、マイクアイコンでミュートにさせていただきようをお願いいたします。御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後は再度ミュートにさせていただきよう御協力をお願いいたします。

本日は高橋議長代理に御出席いただいております。また、成長戦略会議より金丸議員に御出席いただいております。

また、藤井副大臣にも御出席いただいております。

河野大臣は公務により、11時45分頃に御到着されると聞いております。

それでは、以後の議事進行につきましては、佐久間座長をお願いいたします。

○佐久間座長 おはようございます。

それでは、本日の議題に入ります。議題1は「農地利用の最適化の推進について」です。本日は、昨年12月に規制改革推進会議で決定した「当面の規制改革の実施事項」で示された農業委員会についての検討・検証の観点を踏まえ、第4回農林水産ワーキング・グループ以降の検討の進捗状況を農林水産省からヒアリングいたします。

それではまず、農林水産省より10分以内で説明をお願いいたします。

○光吉局長 農林水産省経営局長の光吉です。おはようございます。よろしく申し上げます。

資料1の表紙をめくって、1ページを御覧ください。農業委員会につきましては、平成28年4月に改正された農業委員会法を踏まえまして、昨年7月の規制改革実施計画で、検討を行って、必要に応じて措置を講ずるとされたところでございます。

2ページを御覧ください。左側に、昨年12月の規制改革推進会議で御決定いただいた当面の実施事項を抜粋したものを、その下には、前回のワーキング・グループで頂いた御指摘のポイントを書いてございます。

1点目は、農業委員会の活動についての詳細なデータに基づく貢献度合い、2点目は、農業委員会の活動の徹底した情報開示と、それに基づく適切な人材確保でございます。

右側には、左に書いてある事項につきまして、農林水産省として今後の対応の考え方を整理しております。農業委員会におきましては、これまで個々の推進委員などの具体的な活動内容・成果が明らかでなく、地域の農家などには、その活動の実態が分からないという状況であったと考えています。

このため、本年1月、2月に一部の農業委員会で試行的に推進委員などの最適化活動の内容・成果を整理してもらいました。

その試行的調査につきましては3～4ページで御説明いたします。個々の案件について、どの委員がどのように具体的な活動を重ねて、それがどのように具体的な成果に結びついたのか、あるいは結びついていないのかが分かるところでございます。

農林水産省としましては、地元の農家の方々にこういった状況がしっかり伝わるようにしていくことが重要だと思っております。

ただ、今回の調査は1月、2月に限ったものでございまして、農地の権利移動などは、次期作の準備を開始いたします10～12月に集中したり、あるいは多くの成果は時間をかけて、短期間ではなくて調整を積み重ねて実現できるといったような事情もありますので、農業委員会の活動・成果を見るため、1か月、2か月とではなくて、1年を通じてしっかりとその活動を継続的に記録していく必要があると思っております。

3ページを御覧いただきたいと思っております。今回、試行的な調査といたしまして、この1月、2月におけるある農業委員会の最適化活動と成果について書いてございます。

上から2つ目の○にございますが、この農業委員会につきましては、担い手への農地集積は貸出希望ベースで15.8ヘクタール、そのうち成約したものが5.5ヘクタール。

遊休農地の解消につきましては、活動ベースで3.4ヘクタール、そのうち解消したものは0.7ヘクタール。

新規就農の参入は、相談ベースで8件、そのうち成約したものが1件、0.2ヘクタールという状況でございました。

3ページの真ん中から下あるいは4ページに委員さんの環境を書いています。

3ページの下はある委員、甲さんとしていますが、利用集積について具体的に何をしたかを2ケース書いてございます。

成約に結びついたケースといたしましては、経営規模を拡大したいというAさんに希望条件を確認し、農地の貸付けを希望していたBさん、これが出し手でございませけれども、貸付希望農地の詳細を確認しています。

その後、Aさんに貸付希望農地を案内した上で、両氏に利用権設定のための手続・条件等の説明を行って、AさんからBさんに畑596平方メートルを貸し付ける合意がなされたところでございます。

その下には、まだ活動継続中で成約に至っていないものを書いておりますが、今申し上げた甲さんの場合には、1月、2月の場合に受け手、出し手の意向調査をして、制約に結びついたケースを載せてございませけれども、先ほど申し上げたように、1か月、2か月ではなくて時間をかけた調整により実現するというケースが多うございませ。

4ページを御覧いただきたいと思ひます。乙委員のケースといたしまして、12月以前に受け手の意向を事前に確認して、1月、2月に出し手に働きかけた結果、取りまとまったという事例を書いてございませ。

丙委員につきましても、12月以前に出し手の意向を把握し、1～2月にかけて受け手に働きかけをしてできたということが書いてございませ。

5ページを御覧いただきたいと思ひます。左には、先ほどの2ページ目の左側と同じ御指摘を書いてございませ。これらにつきまして、右に整理しているような対応をしていきたいと思ひています。右の上2つの○に基本的な考え方を書いてあります。

1つ目は、推進委員などの最適化活動につきまして、その具体的な内容や成果を地域の農業者の方に対して見える化していくことが重要だという基本認識であります。

2つ目の○といたしましては、3年ごとの任期で委員を任命あるいは委嘱していくわけにございませけれども、その際、継続してやる人の場合には、それぞれの活動実態あるいは成果がどうであったかということをも明らかにした上で、農業委員会法にどういふ人が委員になるかということが書いてございませるので、それにふさわしいかを判断していくことが必要だという基本認識でございませ。

このような考え方に基つきまして4点整理しており、これらの仕組みをつくりたいと思ひております。

まず、①といたしまして、全ての農業委員会において最適化活動にかかります活動量と成果につきまして意欲的な目標を定める。

②といたしまして、全ての推進委員等が、毎年度、具体的に行った最適化活動の内容・成果を記録する。そして、農業委員会において評価をした上で、その結果を公表する。

③といたしまして、農業委員会において各委員の活動の成果を取りまとめ、農業委員会として定めた目標に対する達成度合いを評価・公表する。

そして、④といたしまして、これらの推進委員などの最適化活動の内容・成果を踏まえた上で、市町村長・農業委員会が各委員を任命・委嘱するといったサイクルを回していけるようにしたいと考えております。

6 ページを御覧ください。遊休農地の解消についてであります。

左の実施事項では、所有者の利用意向調査につきまして全遊休農地が調査の対象となるよう、農地法施行規則の改正をすることについて書かれております。

右に対応を書いております。現行の制度では、農地バンクが過去に借受けを断った遊休農地については調査を行わないとされておりました。

遊休農地の解消を進めるには、意向を把握することは大前提となるものでございますので、令和3年度の利用意向調査から、被災した農地は別といたしまして、全ての遊休農地を対象に調査を実施するよう、省令でございますけれども、施行規則第77条第1号を削除いたし、明日、4月1日から施行したいと考えております。

7 ページを御覧ください。左の実施事項では、農地情報公開システムと連携した農林水産省地理情報共通管理システムの開発を行い、令和4年度からの運用を目指すとなっております。

右の対応でございますが、令和4年度以降、農林水産省地理情報共通管理システム、eMAFF地図の運用を開始して、従来の農地ナビで得られます農地の権利関係情報に加えまして、農作物、作付面積、農作業受託、基盤整備状況などを盛り込む予定です。

これらの統合に必要な予算は、令和2年度補正予算に所要額を計上しており、令和3年度中にシステム統合を実施したいと思っております。

8 ページは、農地情報のデジタル化のイメージです。

9 ページを御覧ください。8割集積目標などについてであります。

左の実施事項におきましては、農業委員会と関係機関との役割分担及び連携の在り方の観点からの検証・検討、そして農地の利用集積の大幅な向上に向けた取組の検証について書かれています。

右の対応でございますが、農地の利用集積などを進めていくには、農業委員会、市町村、農地バンクなどが課題解決策を持ち寄って、一丸となって取り組んでいく必要があります。

関係者の役割は、農地中間管理事業法、農地バンク法の第26条で法律上明記されており、これを踏まえて連携していくことが重要であります。

昨年12月、総理を本部長といたします活力創造本部におきまして、活力創造プランが改

定されました。今後、人口減少の本格化に備えまして、各地域において農業経営を行う人の確保、農地の適切な利用の促進などの施策につきまして6月までに検討することとしており、この中で農地の利用集積につきましても議論していきたいと考えております。

10ページはプランで記載している部分を抜粋したものです。

最後に11ページを御覧ください。農地の権利移動の許可基準についてであります。

農業委員会は、農地の貸借・売買の際に、農地法の許可の有無を判断します。許可するかどうかを判断します。

この許可事務は法定受託義務であることから、1～7にかかる農地法3条で明記されているもの以外に農業委員会が別のルールを設けていることは承知しておりません。

私からは以上です。

○佐久間座長 光吉局長、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様から御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

岩下委員、井村専門委員、南雲座長代理、青山専門委員、澤浦専門委員の順番でお願いいたします。

まず岩下委員、お願いいたします。

○岩下委員 ありがとうございます。岩下でございます。

御説明どうもありがとうございました。

この農水省さんの資料を拝見しまして、従前の規制改革推進会議等からの懸念等がきちんと反映された形でこういう調査を行っていただいたということ自体は大変よかったと思うのですが、ただ、その結果、農業委員会の話という、いわゆるエピソードベースの話になっていらっしゃるわけですが、こういう話というのは全国1,700ある農業委員会全体の数字を集計して、全体像がどうなっているかということ把握しないと分からないと思うのです。

今日の資料あるいは農水省さんがほかに公開されている農業委員会についての資料、一般的な資料などいろいろ拝見したのですが、全体像が書いてある資料が本当になくて、どうなっているのかというのが分からないのです。もちろん農業委員会の数であるとか農業委員の人数であるとかということは分かるのですが、そこから先、正に農地集約に係る話や各地の農業委員会が委任事務の執行等をどのように行っているのかということについて、マクロの集計がなぜか見当たらないのです。

制度的なことを申し上げれば、農業委員会というのはたしかそもそも全国組織があったはずですね。都道府県別に農業会議があって、全国農業会議所があって、そういうきちんとしたピラミッド構造があるはずですが、普通は当然そういうところで全体の動きを把握して、したがってこういう方向にしようということのコンダクトが取れるはずなのが、それに当たるものがどうも見当たらない。

そうすると当然、8割集約うんぬんというのは誰がどう見ても絵に描いた餅なので、方

針を掲げていること自体がナンセンスな感じがするのですけれども、ただ、そういう議論自体ができないという感じがするのです。これについては、もっと正確なというか、マクロの集計数値は出てこないものなののでしょうか。あるいは出す仕組みみたいなものをこれからつくっていくことはできないのでしょうか。

アンケート調査で、ボランティアベースで御協力いただいたところだけ集計しますとか、こういう成果が見られたところだけ見ますというのでは全体の方針を決めることはちょっとできないような感じがするのです。その点については、正に大きな国の政策として決めることですので、実態の把握が大事ですから、これまでそうだったのかもしれませんが、その辺のタブーを破って、当然他の産業であれば一般的に行われているような全国組織のマクロ的な集計みたいなものを是非やった上で、あるいは数字をお持ちでしたら、是非この委員会に出していただければと思います。

私からは以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、農水省の方からお願いします。

○光吉局長 岩下委員、御指摘ありがとうございます。

正に問題意識は同じでございまして、今回アンケート的に、サンプル的にやったというお話でございすけれども、今回、そういった取組が一つ一つの農業委員会でしっかりできていなかったということは事実です。ですから、それを本格的にやる意味で、1月、2月、たかが2か月間に急いでやらなければいけなかったという事情があるものですから、これからどうやっていくかを考える上で、幾つかの農業委員会にやってもらったという状況でございす。

現在、各農業委員会でそういったことを記録して、そういった目標についてここまでやったということが一つ一つ記録されたり、ちゃんと集計できるようなシステムになっておりません。そこで、5ページで御説明申し上げたように、①で全ての農業委員会でまず目標を立てて、②で全ての農業委員会の全ての委員の方が活動とその成果を記録して、それを各農業委員会で評価していく。そうすることによって、当然ですが、委員のおっしゃるような全国的なマクロな数字も出てくることになるかと思ひます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

続きまして、井村専門委員、お願いします。

○井村専門委員 井村です。御説明いただきましてありがとうございます。

推進委員についてなのですけれども、まず、現在の推進委員の年齢や男女比、どういった方になっておられるかということ農林水産省が把握しているか。把握しているならば、是非お聞かせいただきたいということです。

一応、利用の最適化の推進に熱意と識見を有することというのが推進委員の条件になっていると思うのですけれども、どういった方になっているかということをもっと知りたいと

ということが1つ。

今の説明の中では、目標を立てて、その記録をしていって、それを強化に結びつけていくということ。あと3年間の任期が終わった後の実績とかを評価して、継続してもらうか。そういったこともなさるとのことなのです。事例も出していただいたのですが、推進委員の仕事というのは大変複雑で、情熱も必要ですけれどもスキルも必要で、マニュアルみたいなものや教育といった仕組みもないと、推進委員だけに丸投げしてしまうというのはちょっと難しいのかなということ現場感覚として感じております。

そういうことで、まず、いい推進委員を選んでいただいて、その推進委員が働きやすいような環境整備などの体制づくりといったことも計画の中に是非加えていただければいいと感じました。

最後にもう一点、資料の8ページ目のeMAFFに関してなのですが、周りの農業者からも大変期待が大きくて、すごく期待をしているところです。この中で、公開項目については検討中ということなのですが、しっかりした目標であれば、地主さんの名前や連絡先みたいなもの、その農地が誰の所有なのかということにたどり着けるようなデータベースにいただければ、現場としてはすごくうれしいと感じております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの点につきまして、農水省の方からお願いします。

○農林水産省 推進委員についてお尋ねがございました。

推進委員は現在、1万7840人の方がいらっしゃいます。申し訳ありませんが年齢は取っておりませんので承知しておりません。男女の比率でございますけれども、女性の比率が10%ぐらいということでございます。

あと、eMAFF地図の話を受けました。なるべく地主さんの情報も公開できるものにしてほしいというお話でしたが、いかんせん個人情報等の話もございますので、この点は慎重に詰めて考えていきたいと思っております。

○光吉局長 情報はできるだけ現場の方、そこに関心を持っていただく方が農業上使いやすいうように多くの情報を伝えるということ、今申し上げた個人情報との兼ね合いも含めまして検討していきたいと思っております。

それから、井村専門委員からおっしゃっていただいた推進委員、ある意味④で最終的には活動を評価して、それを任命・委嘱に反映させるということ先ほど申し上げておりますけれども、そのとき、いい方が選ばれた後、いい人なのだからしっかりやってくれというだけではなくて、その人が仕事をやりやすいように、きちんとマニュアルなり教育なりをしていかなければいけないというのは大事な点だと思います。

今、細部の話を申し上げたところでございまして、いい人が選ばればよいと考えているわけではもちろんございませんので、それを踏まえまして仕組みができて、きちんと仕事がやりやすいような環境をつくってきたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

次に、南雲座長代理、お願いします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

今回御説明いただきました資料の2ページで、個々の推進委員の活動がよく分からないということを赤裸々書いていただいた上でサンプル調査をされているということで、一歩前進があったものと思います。

ただ、ここから先が本当に重要だということだと思いますけれども、恐らく国のマクロの要請のところと、農業委員会以下でやっていることの間はまだギャップが生じているものをどう解消するのかという観点については、まだ手立てが打たれていないのかなと思います。ボトムアップで情報が集まってくるという部分と、トップダウン的に国のマクロの要請として見たときにギャップが生じる、その埋め方については議論をするべきだと思います。

とりわけ農業委員会での目標について、それが本当に適切なのかという質の問題、それから先ほど来出ています推進委員のスキルのギャップの問題について、これを赤裸々にした上で、どうすべきかということ、支援だったり評価だったりをやるというところについてももう一段の踏み込みが必要かなと思います。

それから、農地の集積についても、8割という目標に対して現状比はとてもギャップが大きいということですが、これに対して、資料の9ページに「一丸となって取り組んでいく」という表現になっております。「一丸となって」というのは結構トリッキーなワードでございまして、みんなでやるといった場合には、本当の最終責任者はどなたなのかというところがなかなか見えにくくなるというような側面もあります。ですので、全員が関わっていくという精神論についてはそのとおりのもの、最終的に誰が責任を負うのか。ギャップが生じたものは国の責任なのか、それとも地域の責任なのか、市長の責任なのかということについて、最終的な責任者がどういう責任を負うのかということについても突き詰めた議論がないと、やすきに流れるというか、なかなか具体的なアクションにつながっていきにくいところがあると思いますので、ガバナンスの明確化という観点から責任の所在を明らかにするような手立ても打っていただければと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、農水省の方から何かあればお願いいたします。

○光吉局長 今、南雲座長代理から貴重なお話を頂きました。

今回は、まず農業委員の推進委員あるいは農業委員の活動に関して、あるいは任命や委嘱に関してどういうサイクルをつくるかということを中心にやっております。マクロ的には8割のことが代表的でございましてけれども、そこと個々の人の取組を活性化していくということはどうつなげていくのかというのは大事な点でございまして。

そもそも推進委員さんに頑張っていただければ全て解決するわけではもちろんござい

せんので、それをつなぐ政策をどうしていくかということ、9ページにございますように、今後、農地についての在り方、農業経営を行う人の確保につきまして検討していきたいと思っておりますので、この中で頂いた御指摘も勘案しながら、検討を進めていきたいと思っております。

「一丸となって」、精神論としてはそうなのだなということですが、必要なときにお互い協力するというのはあるのですけれども、それぞれの持っている仕事の内容がある中で、体系立って、それが、システムの誰が何をやるかということが必ずしも明確ではなくて、抽象的に精神論になってはいけませんので、この辺の役割分担も含めて先ほど申し上げた検討の中で進めていきたいと思っております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、青山専門委員、お願いいたします。

○青山専門委員 青山です。よろしくお願いいたします。

カメラが壊れていまして、音声だけで失礼いたします。

今日、御説明いただいた中には含まれないことになってしまうのですけれども、当面の規制改革の実施事項として、農業委員会の活動の情報開示と適切な人材確保と。情報開示については、今日ある程度お聞きできたかと思うのですが、人材確保について、女性の農業委員のことを指摘させていただきたいと思っております。

全国を回っていまして、改正農業委員会法ができたにもかかわらず、なかなか女性が増えないという声があちこちで聞かれます。なりたくても、実績がないじゃないとか、余り出ない方がいいんじゃないかということで、実際にどれぐらい女性が増えたのかということ、農水省さんの資料で調べたのですが、新体制に移行したのが平成30年、令和元年からはもう新体制になったということなのですから、平成30年から令和元年にかけて女性が41人しか増えていないのです。数にすると0.3%しか増えなかった。

本来は、多様な角度から農業委員会の仕事が行われるべきでありますし、今や基幹的農業従事者の半分は女性ですし、新規就農者の24%も女性と、かなり女性が進出しているにもかかわらず、まだまだ農業委員会は男性社会といえますか、既得権のような形で農業委員会が行われているがために、機動力というか行動力につながっていないのではないかと、推測なのですが思います。

したがって、偏りが無い構成にするために配慮するという規定があるのですけれども、どれぐらい偏りがなくなったのかということをお聞きできればと思いますし、まだまだ現場がそういう状況なので、農水省から偏りのないような配慮ということをもう一歩進めて、現場に落としただけならば。

質問とお願いでございます。

以上です。ありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、農水省の方からお願いします。

○光吉局長 ありがとうございます。

今、青山専門委員から頂いた質問でございます。全体の女性農業委員の比率でございますけれども、令和元年が12.1%で、人数では2,788人となっております。

我々としたしましては、まず、男女共同参画の話もございますので、12.1%の比率を2025年度までに30%に引き上げるということをやろうと思っております。

具体的に何をしているかということでございますが、今、農業委員会や先ほど出ていました全国農業会議所、これは全国の組織です。それから各県の農業会議というものがございます。両者の組織が首長さんあるいは農業委員会の会長さんたちに対して、農業委員会に女性登用をするようにと要請・確保を積極的に行っております。また、女性だけで集まった研修会というものを開催いたしまして、女性登用のための具体策はどうしたらいいのかということのを地元で話し合っていたいただいているところでございます。

さらに、全国2,000人ちょっとの女性の方々が所属していただいている女性会議におきましては、女性の登用目標をちゃんと掲げて、例えば全ての農業委員会におきまして女性農業委員の登用をするとか、あるいは最適化推進委員がゼロの農業委員会を解消するといったことを申し合わせて会議をして、先ほど申し上げた2025年度の比率30%を達成するというところをやっているところでございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

次に、澤浦専門委員、お願いいたします。

○澤浦専門委員 皆さん、おはようございます。お世話になります。

農業委員会の構成員のことで、1点質問があります。

以前、農業委員会に司法書士の方が出られて発表されたのを聞いたことがあるのですが、私自身、農地法を厳格に守っていく、遂行していくという上で、農業者のみですとなかなかできないなと現場感覚で感じております。そういった中で、農業委員会に弁護士若しくは司法書士など法律に詳しい方が入るとことは、いろいろな意味で今後必要になってくるのではないかと考えています。たしか今は市町村長の任命でそういった方も入れるようになってきていると思っておりますけれども、そういった方の割合と伺いますか、どのぐらいの農業委員会でそういった弁護士若しくは司法書士などの法律に詳しい方が入っているのかなというのが非常に気になりまして、その点、御質問させていただきます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御質問に関して、農水省の方からお願いします。

○光吉局長 お答えいたします。

今の御指摘の点でございますけれども、細かいデータは承知していませんが、士業の方が農業委員に占める割合、士業のみならず元議員さんなんかで法律に詳しい方も含まれますが、今、約6%の方が入られているということでございます。

それから、前回議論になりました中立委員の方についてもお答え申し上げます。中立委員につきましては、行政書士、司法書士の方に入っています。今、10%ぐらいの方に入っているところでございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

澤浦専門委員、よろしいですか。

○澤浦専門委員 ありがとうございます。

現場感覚で、弁護士の方とかに入っていて、農地法を厳格に運用していくことが今後重要になってくるかなと思います。これは私の意見です。よろしくお願いします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、林専門委員、その後、南雲座長代理でお願いします。

○林専門委員 御説明ありがとうございます。

まずお礼なのですが、6ページのところで、農地法施行規則の改正をしていただき、明日、4月1日から施行していただくということで、全遊休農地を利用意向調査の対象としてくださったということに感謝申し上げます。

ただ、今回5年の見直しでも農業委員会の活動が活性化していないという現状にもあるとおり、この施行規則を改正しても、今までどおりの感覚で農業委員の方々が活動しておられると、なかなか目標は進まないと思われますので、是非、改正されたことを周知徹底して、全遊休農地の利用意向調査を実現していただけるようお願いしたいと思います。

ここからは意見でございますが、本日の資料の9～10ページ、農林水産業・地域の活力創造プランの中で、今年6月までに検討結果を取りまとめるということが書かれているところでございます。その中で、具体的にお願したい点が幾つかございます。

まず1つ目、先ほども申し上げましたが、遊休農地の利用意向調査の内容をもう少し細かく、遊休農地の荒れ具合、草刈りで解消できる程度なのか、伐根とか整地が必要なのかといったことを調べて、これをeMAFFの情報にも載せていただきたい。これは利用を考える側にとっては重要な情報になると思いますし、実際に利用していないという状況が具体的にも分かるところではないかと思います。

2点目ですが、エピソードベースで御紹介いただいた中に、実際には農業委員会の委員の方々にはいろいろな方がいらして、中にはすごく努力してくださっている方もいると思うのですが、残念ながら、せっかく創設した農地中間管理機構と連携した事例の御紹介がありませんでした。

前の法改正のときには、農業委員会の活動の存在意義すら疑われるようなところを、中間管理機構を設けて、eMAFFもつくって、そして農業委員会にも活動していただきましょう、推進委員を設けましょうというトータルの改革プランでこの5年がたってきたと思うのですが、いま一度、農地中間管理機構との連携を農業委員会ですっかりしていただくようなプランをこの6月に取りまとめ予定の農林水産業・地域の活力創造プランの中には盛り込んでいただきたいと思います。

3つ目なのですが、農地の集積の8割目標も本当にこのままでは絵に描いた餅だと先ほど各委員からもお話がありました。集積の8割も難しいところなのですが、集積とセットで集約化ということをやっているかと思えます。

ここも、中間管理機構も含めた中でやっていただければと思います。たしか11月の農水ワーキングでは、新潟の事例で集約のために一括してその地域の農地を中間管理機構に預けるといった相談の取組みなども御紹介いただいたと思います。そういった好事例を横展開していくということなども有効ではないかと思えます。

最後、4点目です。これからのプランとしてガイドラインが必要だと思うのですが、各委員からも、農業委員や推進委員などの役割分担と責任範囲を明確にしていくことの必要性が挙げられていたと思います。もう改正から5年たっており、平成27年の改正の附則第51条第2項で、5年後に検討して、必要な措置をするということになっておりますが、今後は毎年、今のようなガイドラインを設けた上で、その実行度合いを検証して、PDCAを回していくということを御検討いただけないかと思えます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、農水省の方からお願いいたします。

○光吉局長 ありがとうございます。

林専門委員から頂いた点は、いずれも重要な御指摘だと思っております。

まず、調査の話ですけれども、省令を変えても物事が変わらないと何にもなりませんので、周知徹底に努めてまいります。

あと、今後、人とか農地などについていろいろと検討していきたいという話の中で何点か頂きましたが、まず、遊休農地の荒れ具合の情報についてもeMAFFでというお話は、8ページの右側、令和4年度以降というところのポツの3つ目に遊休農地というのがありまして、おっしゃるように荒れ具合がどうであるかということがきちんと伝わるようにしないと、次の利用につながっていかないと考えていますので、この情報も盛り込むようにしたいと思えます。

あと、中間管理機構との連携の話、集約化のお話、関係機関の役割分担の関係で検証して、PDCAを回していく話、いずれも人と農地について今後考えていく大きな流れの中で重要なポイントだと思っておりますので、その中で検討していきたいと思っております。

以上です。

○林専門委員 是非よろしくお願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、南雲座長代理、お願いいたします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

先ほど澤浦専門委員がおっしゃっておられたことと関連するのですが、いわゆる士業の方以外に、民間企業の経営に関わった方がどのくらいアドバイザーのような形で関

与しているのかというのも一つポイントになるのではないかと思います。

なぜかという、ここで話している一連の目標設定や活用のモニタリング、目標と結果のギャップをどう解消するかということに関しては、普通、民間企業は経営の中で一般的なマネジメントの在り方としてプラクティスしている、実践しているものでございます。

今、この会議というのは比較的パブリックセクターと農業関係者の中の閉じた議論になりがちなのですが、ストレートに言えば、民間企業の経営のノウハウをいかに農業分野に移植するかということに尽きるのだと思います。ということは、農業委員とか推進委員とか、若しくはそれに対するアドバイザーというような形で、民間の経営のノウハウを持った人がどのくらい関与できるのか、すべきなのかということについてももう一段踏み込んで、もし数字があれば教えていただきたいですし、これからということであれば、そういうことも考えて体制整備をしていった方がいいのではないかと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、農水省の方から何かあればお願いいたします。

○光吉局長 今、民間の方に入っていただくということを頂きました。

現在、農業委員、推進委員でいわゆる民間の方、会社員の方や自営業の方、役員の方も含めますけれども、大体6～7%の方に入っているということでございます。

先ほど、司法書士や弁護士の方々に入っていただくのが大事だというお話をいただきました。現在、我々といたしましても、優良事例をもっと横展開しようということで、情報をオープンにしていこうということで、全国農業会議所にも指導をし、彼らも今、そのような形で取り組んでいるという状況でございます。

○南雲座長代理 大変すばらしいと思いますので、士業の方のいわゆる専門知識のところは縦で、マネジメントは横で、全てを統合するという力なので、その両面からという整理の仕方をしていただければ大変助かると思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ほかにどなたかおられますでしょうか。

それでは、本議題の議論を終える前にまず、金丸議員から一言お願いしたいと思います。

○金丸議員 ありがとうございます。

まずは今回、農業委員会の活動実態を把握・検証していくために、光吉局長のリーダーシップの下、地道な活動に真摯に取り組んでいただいたことに感謝申し上げます。

推進委員をはじめとした農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献しているのか、農業委員会はより詳細なデータを開示し、意欲的にKPIを設定し、自らが積極的にその成果を説明していかなければなりません。そうした説明責任を果たさなければ、そもそも農業委員会の存在意義が問われかねないと思います。農水省は、農業委員会に対してもっと指導力を発揮していただくよう、お願い申し上げます。

日本の農業は、これからますます人手不足が加速していきます。農地の8割集積や遊休農地の解消といった大きな課題を解決し、農業を成長産業化していくためには、スマート農業の活用が不可欠です。その意味で、農地情報のデジタル化は、利用者視点で使いやすさに配慮しながらどんどん進めていていただきたい。そのデータを最大活用して地域の農業を牽引していくことこそが農業委員会の使命です。

今回、改正農業委員会法の5年後見直しのタイミングで、農業委員会の実態把握が十分に進んでいなかったことは遺憾に思います。見直し期限は最低でも2年、調査結果が出るまで延長とせざるを得ないのではないかと思います。来年度も再度議論をしたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○佐久間座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの点について、農水省から何かございますでしょうか。

○光吉局長 金丸議員に頂いた御指摘、大事な点だと思っております。今後こういった仕組みを構築して、現場で実際にその方向できちんと情報が開示されて、取組が実施されていくということで初めて物事が進んだと言えるようになると思っておりますので、御指摘を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございました。

それでは、私からも座長としてコメントさせていただきます。

まず、農業委員会の活動実態が分からないという状況であった。これが現状だということとを直視していただいて、真摯に農水省の方々に実態調査に着手いただいたことに感謝申し上げます。

また、全遊休農地を対象とした利用意向調査も開始していただいたということ。そして、農地情報のデジタル化について、eMAFFも着実に推進していただくなど、その取組について感謝申し上げます。

ただ、この点につきましては、先ほど林専門委員からもありましたし、局長からもお話がありました。遊休農地については荒れ具合といった情報も現場目線から重要な情報だと思いますので、そういうものを入れた形で展開していただきたい。これは先ほど井村専門委員からも、現場感覚から必要なデータのお話もしていただきました。あと、金丸議員からもそういう話があったかと思えます。

一方で、農業委員会の活動の定量的な把握はまだ不十分であると言わざるを得ないと思えます。先ほどのお話もありましたように、推進委員であれば1万8000人弱の方がおられるということですが、その活動の検証は更に進めていただきたいと思えます。

具体的には、農業委員や推進委員ごとに適切なKPIを設定し、数値責任と達成時期を明確にしていく。そして、金丸議員もおっしゃったように、その成果もしっかりと開示し、説明責任も果たしていくということだと思います。

また、南雲座長代理がおっしゃったように、関係者の責任が曖昧にならないように、こ

こは役割分担もはっきりする。林専門委員が言われたように、農地中間管理機構との連携の在り方についてもはっきりさせるといふ点が必要だと思ふます。

いづれにしても、連携の在り方などをガイドラインで整備し、周知徹底していくこともお願いしたいと思ふます。そういうことによりまして、先ほど井村専門委員がおっしゃっていたような委員への支援ということにもなろうかと思ふます。

あと、農業委員会の活動評価には、農水省も積極的に関わり、必要な指導を是非強化するようにお願いしたいと思ふます。

令和5年度までに農地の8割を集積するという目標は、ギャップが大きい、あるいは委員の方からは絵に描いた餅ではないかというお話もございました。ここは南雲座長代理もおっしゃったように、民間企業の力、人材も借りて農地の流動化を促進する。集約化というのも見据えて、ゴールから課題を逆算して、具体的な方策を示して実行していったきたいと思ふます。

今回は、改正農業委員会法の5年後見直しのタイミングでありました。ただ、これについては各委員がおっしゃっておられますし、また、農水省の方の説明からも、時間の問題もあったとは思ふますが、現状の検証・検討は十分とは言い難いということだと思ふます。最後に金丸議員がおっしゃったように、前提となる調査・検証の結果は毎年報告することもお願ひをしたい。その上で、見直しの期限を延長し、来年度中に再度議論はさせていただきますたいと思ふます。

私からは以上でございます。

今日はありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題1の関係者の皆様は、ここで会議から御退室をお願いしたいと思ふます。ありがとうございました。

(農林水産省退室)

(農林水産省入室)

○佐久間座長 議題2は「農業用施設の建設に係る規制の見直しについて」であります。

本日は、農業用施設の建設に係る規制の見直しについて、昨年の規制改革実施計画の進捗状況を農林水産省からヒアリングいたします。

それではまず、農林水産省より7分以内で説明をお願いいたします。

○牧元局長 農林水産省農村振興局長の牧元であります。

それではまず、資料2-1を御覧いただきたいと思ふます。「農業用施設の建設に係る規制の見直しについて」でございます。

1ページ目、赤枠のところでございますが、昨年の規制改革実施計画の中で、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積の拡大、また、農畜産物の加工・販売施設への拡大につきまして検討を行いまして、必要な措置を講ずるとされているものでございます。また、必要な担保措置があれば講ずるものとさせていただいているところがございます。令和2年度に検討ということになっているところがございます。

2 ページ目を御覧いただきたいと思います。まず、加工・販売施設を含めまして、私どもは今、農村政策全体の中でどのような考え方で進めていくのかということの御紹介をさせていただきます。

昨年3月に、新たな食料・農業・農村基本計画が定められたわけですが、その中で、農村政策についての大変大きな見直しが行われたところでございます。その中で、この既存の農村政策を進めていく上で、「しごと」「くらし」「活力」という3つの視点で施策の充実を図っていくということが求められているところでございます。

その中で、左側の仕事の確保の②を御覧いただきますと、農村発イノベーションという言葉が出ております。これはどういうことかと申しますと、加工・販売施設の設置をはじめとする6次産業化をモデルに、観光とか福祉とかいろいろな分野と連携をすることによって、所得と雇用機会の確保を図っていくべきだという考え方が示されているところでございます。

また、右の活力の②を御覧いただきますと、半農半X、あるいはそのような関係人口ということも出ているわけでございますけれども、例えば半農半Xということで、農業とほかの仕事を組み合わせて地域に住んでいただく。コロナ禍の中でそういう動きも出てきているところでございますけれども、そういうものについてもしっかり支援をしていこうということでございます。

このような形で、6次産業化も含めて、いろいろな他分野等の力をお借りしながら、農村政策を進めていく必要がある。そのための支援施策を詰めていく必要があるということで、私どもは今、いろいろな検討を進めているところでございます。

そのような中で、3 ページ目を御覧いただきますと、この基本計画の大きな考え方の下に、政策の具体化を図っていくために、今、農村政策の在り方の検討会、もう一つ、土地利用の在り方の検討会という2つの検討会で御検討をいただいております。土地利用の検討会の中で農業施設の規制の見直しについても御議論いただいているところでございます。

有識者の委員の先生方からは、この農業上の利用との十分な調和の下に検討を進めるべきだということで、今、御議論いただいております。

右下にございますように、委員の意見ということで、例えば優良農地の真ん中に施設が設置されないなど、農業上の利用との十分な調和が必要とか、あるいは、この農業上の土地利用と十分に調和を図った上で、こういう加工施設等々が必要となった場合には、早期の効果発現を図るために、土地利用制度に係る手続については迅速な対応が必要になるといったような御意見も頂いているところでございます。

このような流れの中で、私どもが頂いております農業用施設の面積や施設の種類の問題につきましては、4 ページ目を御覧いただきますと、大きな考え方として、こういう考え方で進めさせていただきたいと思っているところでございます。

具体的には、上の囲みのところがございますように、こういった農業用施設の面積とか

施設の種類を拡大していくことが、6次産業化によりまず経営発展の円滑化が期待される一方で、周辺農地への悪影響とか、違反転用の温床になるといったいろいろな御懸念もあるというのも事実でございます。

真ん中の論点のところ、いろいろな自治体とか農業者の皆様方からの御意見ということで、周辺農地への影響、あるいは左の2つ目の○にありますように、違反転用が出てくるのではないかと。例えば看板だけ加工・販売施設ということをかけておいて、実は全然違う施設を造ってしまうということの心配とか、施設を造っただけで放置されたらどうするのかとか、いろいろな御懸念があるところでございます。

このようなことを踏まえまして、農業上の土地利用と十分調整を取った上で、こういう6次産業化に資するような加工・販売施設の推進を進めていく必要があるということで、上の囲みの3つ目の○でございますけれども、行政による計画認定など、適切な土地利用調整が担保される仕組みの下で、転用許可が不要となるような農業用施設の面積あるいは施設の種類を拡大するというような御指摘の方向で検討を進めさせていただきたいと思っております。

更に具体的には、一番下の検討の方向性のところでございますように、市町村が定める農業の活性化を図るべき区域におきまして、農業者が市町村の認定を受けた施設整備計画に従って、こういった農業用施設、農産物の加工・販売等の施設を整備する場合には、転用許可を取得しなくてもよいというような方向で検討したらどうかと考えているところでございます。

資料2-1につきましては以上でございます。

資料2-2以下につきましては、貴会から御指示のございました資料を取りまとめたものでございますので、簡単に御紹介だけさせていただきます。

資料2-2につきましては、農業用施設等を設置する場合に必要な手続でございます。農地法、農振法につきまして、フロー図や様式等を添付しているところでございます。

資料2-3は行政が認定する計画の一覧でございます。農業振興地域整備計画につきましては、農振法に基づきまして、市町村の農業振興のマスタープランと農用地区域等の農用地利用計画を定めるものでございます。

また、この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、農地の利用集積、集約化に向けまして、要件の設定等を行うものであります。

一番下の経営改善計画でございますけれども、同じく基盤強化法に基づくものでございます。農業者の作成する経営の改善計画が、市町村の認定を受けることによって認定農業計画となるというものであります。

資料2-4は、農地転用許可権者の審査基準の概要でございます。

1にございますように、許可権者が国の通知を準用しているものが43%ということでございます。そして、詳細な基準を定めるというものが56.9%、公表しているものが41.3%

ということでございます。

2は、許可権者の定めております詳細な基準の概要でございます。

最後に、資料2-5は違反転用の是正状況でございます。毎年新たに違反転用が発生しておるところでございます。そのほとんどは年内に是正されておりますけれども、未是正のものもあるという状況になっております。

説明は以上でございます。

○佐久間座長 牧元局長、ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様から御意見、御質問を頂きたいと思えます。

澤浦専門委員、お願いいたします。

○澤浦専門委員 ありがとうございます。

説明を聞く中で、現場感覚の話なのですが、今、農地で生産したものを商品化するという観点から、農業で生産したものを商品化していくための施設はとても重要だと思っています。今まで面積が非常に少なかったということで前回は指摘されていましたが、今回、面積要件を緩和するという方向になっていて、それはそれでいいと思いますが、農地の集積、構造改善と併せて、それを生かすための設備や加工施設といったこともできるようにしていくことがとても重要だと思っています。

実際、私たちもあるところに40ヘクタールほど農地を開発してやっているのですが、収穫した農産物を生かすための施設が農地の隣にないということで、1時間もかかる。農地の隣に造れないということもあって、そうするとかなりの距離を運ばなければならない。そういった意味で、生産性があえて下がってしまうようなことも起こり得るので、特に構造改善したところも、利用計画と併せてできるようにしていくといいなと思っています。

もう一点、ここで心配されている不法といいますかよくない転用も起こり得ると思えますので、そういったことを是正していくために、先ほど言ったように、弁護士といった方が農業委員会に入って、その方の知見といいますか名前でも是正をしていくということがとても重要だと私は思っています。

私たち農業者は、農地法を守らないと次の展開ができないということで、それを守ることが身についています。外部から入ってきた人が全て悪いということではありませんけれども、是正措置に応じなくても実際に5年とか10年とかいろいろとごねていると、結果的には許可が下りてしまうということもありますので、その辺を含めて、そういうリスクがあるということは私も承知してはいますが、逆に農業を活性化していくという意味合いでは、施設と併せて転用も許可していくということも重要だと思っておりますので、その辺のところをお願いしたいと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、農水省の方から何かあればお願いいたします。

○牧元局長 澤浦専門委員、ありがとうございます。

今、委員からお話がありましたように、作った農産物を商品化するというのは大変大事だと思いますし、御指摘いただきましたように、加工施設が非常に遠くにあって大変御不便をされているという実態もあろうかと思えます。そういうところを何とか解消する上で、土地利用とも十分調整を図りながら、生産現場に近いようなところに加工施設がつくられるような仕組みを是非検討していきたいと思えます。

一方、御指摘いただきましたように、転用には残念ながら違反転用の問題が言ってみれば付き物というか、残念ながら全国でいろいろな悪質な事例も見られるということでございます。

今、委員からは是正が重要というようなお話があったわけですが、違反転用になる前に、そのようなことが起きないように抑制策というものがすごく大事ではないかなと思っております。その意味で私どもが今、検討しておりますのは、市町村の認定を受けるということなのですが、要は市町村にチェックをしていただいて、確かに農業者が農産物を使っていろいろな商品を作ろうとしているようなお取組なのだなど。施設についても、ほかの農地に迷惑のかからないような施設になっていますよねと。その辺りを市町村にしっかり見ていただいた上でおつくりいただくということが、結果的には違反転用みたいなものを抑制する効果もあろうかと思えますし、かつ、農業者の皆様方にもさほど御負担をかけないような形で有効なチェックができるような方策ではないかということで検討させていただいているところでございます。

ありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

澤浦専門委員、どうぞ。

○澤浦専門委員 ありがとうございます。本当に期待しています。

これは現場感覚での提案といいますか、私の意見なのですが、悪質な転用を事前に阻止するというのは重要だと私は思っていますが、それがちゃんとしようとした人の足かせにならないような方向でお願いしたい。

もう一点、私が現場で見ていると思うのは、違反転用した人への罰則強化あるいは行政代執行といったことができるような形で、悪質な転用をした場合にはきっちり罰が来るのだよということも片方でないと、やり得になってしまうような気がします。予防するための措置をいろいろつけていくと、ちゃんとやろうとした人が申請でいろいろと時間がかかってしまうようなこともありますので、片方で罰則の強化ということも併せてお願いしたいと思えます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

続いて井村専門委員、その後に青山専門委員でお願いします。

○井村専門委員 今ある2アールという上限が拡大されるということは、現場にとっては大変素晴らしいことだと感じております。

もう一つ、農業用施設用地を農産物加工だとか販売施設も見られるようにする。これも現場にとっては大変うれしいことでありまして、大変期待をしております。

その中で今、農村発イノベーションという言葉もありましたけれども、農業の6次産業化というのは本当に多様化しておりまして、農産物加工・販売施設のみならず、ほかにも有用な施設が今後出てくる可能性がありますので、定期的に農業用施設用地として見られるものを検証していくという仕組みも是非つくっていただければと思います。

あと、施設整備計画というのが出てきたのですけれども、これについては農業者に大変負担がかかるのではないかと直感的に感じておりまして、是非、きちんとした農家がきちんとした利用目的で届出をすればきちんととなるような形で、施設整備計画がどのようなものなのか詳細は書いてありませんけれども、これが重くなるのではないかとこのことを危惧しております。

資料2-5を見まして大変心を痛めたというか、こんなにたくさんの違反転用があって、これが原状回復されるわけではなく、ほとんどのものが追認許可という形で認められている。要は、やっしまえば追認許可でこれが是正されたということになっている。これを見て、こういったことが起こらないように、農業委員会の役割というのはすごく重要だと感じております。

その中で、農地転用のみならず農地の売買で、農地として使われているところがきちんとした許可を受けて売買された後に、その農地が農地として使われていないケースをいろいろ見てきています。例えば残土置場になったりとか、石を置くような場所になったりとか、農業以外の目的に使われているようなケースがよく見られますので、この辺も、これを機会に一回実態把握をして、農業委員会の役割をしっかりと厳格なものにすべきだと思います。

最後にもう一つ、意見というか提案なのですけれども、例えば農業法人や専業農家が6次化とかで転用をして使うという場合に、違反転用というのは余り見られないのではないかと感じていまして、農地は持っている、農家ではあるのだけれども、そこを何かに活用したいというような事例があるのではないかと。

分かりにくい言い方をしたかもしれないのですけれども、資料2-5の違反転用の詳細です。どういった方々が違反転用したのか。これがほとんど専業農家や法人だったということであるならばすごく大問題ですし、恐らく私はそうではないような気がするのです。平成30年で3,648件がありますけれども、この実態です。どういう方が違反転用をしたのかというものは是非一度、資料を出していただければと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの点は非常に重要な点だったと思います。農水省の方からお願いします。

○牧元局長 ありがとうございます。

まず、澤浦専門委員の方から、農家の足かせにならないような制度にというお話でございます。これは正に御指摘のとおりかと思っておりますので、そういう方向に向けて制度を検討したいと思っておりますし、また、違反転用をしてやり得にならないようにという御指摘もごもっともでございます。後ほどの井村専門委員の御指摘とも重なりますので、そちらの方でまた言及させていただきたいと思っております。

井村専門委員からの御指摘の中で、この6次産業化、加工・販売だけではなくてほかにも有用な施設がいろいろと出てくるのではないかと。これも全く御指摘のとおりでございます。我々が農村発イノベーションという新しい概念を書きましたのも、他分野との連携が今まで少し限定的だったのではないかと。例えば農観連携ということで観光と連携したり、農福連携ということで福祉と連携したりとか、いろいろな取組は現場では出てきておりますけれども、もっといろいろな分野と連携をして、農村地域にしっかり仕事をつくっていくことが必要かと思っております。

そのような観点で、今回は特に加工・販売施設ということで御議論いただいているところではございますけれども、制度検討の中では、加工・販売施設に限らず農村発イノベーションにとって有用な施設については、できるだけ土地利用との調整を経た上でできるようなシステムができないか検討したいと思っております。

井村専門委員からも、施設整備計画について重くなり過ぎないようにという御指摘を頂きました。澤浦専門委員の御指摘と共通するかと思っております。そこは是非そのようなことにならないように、負担にならないような制度設計を目指していきたいと思っております。

それから、違反転用の問題でございますけれども、ちなみに資料2-5で追認許可と出ているところについては、違反転用を追認したということではなくて、転用できる案件を追認したもののデータでございますので、そこは誤解なきようにと思っております。

いずれにいたしましても、違反転用問題については厳正に対応しなければいけないということは論をまたないところでございます。残土の問題も御指摘いただきましたが、実はつい先般も、国会の議論の場におきましても、農地の改良と称して建設残土の置場になっていることは大変問題ではないか、もっと規制を強化すべきではないかというような御意見も頂いたところでございます。そのようなことを見逃さないように、しっかりチェックするような体制も大変重要なことと思っております。

○庄司課長 井村専門委員の最後の御指摘で、違反転用の違反者の内訳と申しますか、法人がやっているのかどうかみたいな御指摘がありましたけれども、データがありますので、そういう分析が可能かどうか少し検討してみたいと思っております。また、可能であればお示したいと思っております。

先ほどの澤浦専門委員の御指摘で、罰則の強化の話がございました。農地法の違反転用に対する罰則は、現行では3年以下の懲役又は300万円以下の罰金という結構重い罰則になっています。さらに、法人の従業員などがやった場合には、法人を重く罰する法人重科

もありまして、1億円以下の罰金といったものになっておりますので、現行でもかなり重い仕組みになっているのかなと考えております。

それから、代執行の御指摘もございました。今のような点があった場合には原状回復を命ずることになりますが、その後、最終的に代執行を行えるような規定も農地法には設けられております。

以上になります。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいま、井村専門委員が違反転用の中身についてお聞きして、それは分析していただくということだったので、その際には、違反転用について今、御説明のあった罰則が実際に科された例、若しくは訴追された例を教えてくださいと思います。

次に、青山専門委員、お願いします。

○青山専門委員 青山です。音声だけで申し訳ありません。よろしく願いいたします。

今回の件なのですが、非常に成長していく農業法人や大規模形態が更に事業を多角化するということに資するものだと思いますので、積極的にやっていただければと思いますし、足かせにならないような制度になるということに対しても賛同いたします。

一方で、農水省から御説明いただいた資料2-1の8~9ページ辺りを見ると、今まで過去3年以内に設置した農業用施設は2アール未満が大半を占めるとか、実際に建っている施設も2アール未満となっているというような、今回のお話とは若干ずれるといたしますか、ギャップがあるように思うのです。

何が言いたいかというと、当初お話しいただいた半農半Xの方とかデュアルライフの方とかというのは正直2アール未満で十分だと思うのです。今回の制度改正がターゲットにすべきは、本当に大規模な形態に限られると思うのです。それはいいことだと思うのです。

一方で、6次産業化もなかなか難しくなっているというのが現状でありますので、うまくいかなかった場合、その施設をどう処理するのかとかいうか、撤退するときどのような扱いをするのかということをしごく綿密に練らないと、長期的な農地利用のところ、委員の方が御指摘されていたように、それでも加工施設として、あるいは農業用施設として活用されていけばまだいいのですけれども、されなくなってそのままになった施設の問題の方が非常に大きいと思いますので、その辺り、途中で断念するか撤退するといったときにどのような扱いになるのかということをし、今、農水省としてはどのようにお考えなのかということをお聞きできればと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの点につきまして、農水省の方からお願いします。

○牧元局長 御指摘ありがとうございます。

資料の8ページ以下、2アール未満のものが多いという資料をつけさせていただいておりますが、これは決して検討が後ろ向きということではございませんので、そういう趣旨

ではないということで御理解いただきたいと思います。

御指摘いただいたように、大規模な経営体や法人が加工施設なり販売施設なりを造るときに、一定のチェックを経た上でできるようなシステムをつくりたいという趣旨でございます。

それから、撤退するときの扱いはどうなのかということでもあります。そこは今後も制度検討の課題かなと思っているところでございますが、ただ、いずれにしても撤退というようなことにならないように、市町村がしっかり計画をチェックするなりして、そこは必要なチェックをさせていただくということも重要なのかなと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ここで河野大臣が御出席いただきましたので、河野大臣から一言御挨拶をいただければと存じます。

○河野大臣 おはようございます。

今日も御議論ありがとうございます。お忙しい中、感謝申し上げます。

農業の生産性を高める、あるいは政権が掲げている輸出を拡大する。様々な目標を達成するために、農地をどう最適利用していくのかというのが非常に大事なのだと思います。

2023年に担い手への集積を8割という農地集積の目標が掲げられていると思っておりますけれども、2019年の実績では全国平均で6割を切っている。32の都府県では5割を下回っている状況と承知しています。単に集積するだけではなく、分散している農地を集約することもやらないと、生産性の向上にはつながらないのではないかと感じております。

それから、全国で農業委員会は1,700ありますけれども、そこに所属する2万人以上の農業委員の方々、あるいは2万人近い農地利用の最適化推進委員の方々、それぞれがどのような活動をされ、実績を上げ、あるいは農地利用の最適化に対する貢献をしているのかということを定量的に把握・評価していくことが求められると思います。

農林水産省はデジタル化で霞が関の先頭を走っていただいております、そこは非常に感謝申し上げているところでございますが、これまでのデジタル化の実績などを活用しながら、実態の把握をしっかりやっていただきたいと思っております。

また、今日は後半で農業用の施設の設置のための転用に係る手続についても御議論をお願いしたいと思っておりますが、これは農水省の資料なのか、違反転用の是正状況という参考資料を昨日見ておりましたらば、違反しているやつを是正しましたという是正の仕方は追認許可というのが圧倒的に多くて、違反しても追認許可をもらったら是正になるのかというのが私には理解できません。若干そういうのがあるというのならば、そうなのかなと思っておりますけれども、3,600件のうち当該年中に違反状態が是正されました。そのうち3,100件が追認許可というのは、もともと違反ではなかったのか、あるいは違反も是正しましたと言うために追認してしまっているのか、これがこの表を見ると非常に長い年月続いておりました、これ自体が大きな問題なのではないかなと思っております。今日時間があるのかは分かりませんが、この状況について一回どこかで議論をしっかりやらないといけない

と思っております。

いずれにしても、農業の担い手が農業本来の仕事に専念をして、きちんと農業で収益を上げられる、あるいは農業の輸出を増やすことができる、農業に専念をしてもらわなければなりません。手続で時間が取られる、あるいは不要な手続を強いられるということがないように、様々に大胆な見直しをしていただいで、農業者が本来の仕事にきちんと時間と労力を割ける状況をつくっていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間座長 河野大臣、ありがとうございました。

それでは、ただいま大臣からいただいた点につきまして、農水省からコメントをお願いいたします。

○牧元局長 農村振興局長の牧元でございます。

河野大臣には御指導いただきまして、ありがとうございます。

今、大臣からお話がございましたように、農業の生産性向上あるいは輸出の促進のために農地をどう最適利用するか。そこは私どもも全く同じ認識でございます。また、この実態をしっかりと定量的に把握すべきということも御指摘のとおりだと思います。大臣の御指摘を踏まえまして、しっかり検討させていただきたいと思っております。

今回、私どもの方でお示ししております農業用施設の転用をめぐる対応案につきまして、農業者の皆様方に余計な負担をかけないような制度を構築いたしまして、今、大臣から御指摘いただきましたような、農業者が正に本業にしっかりと時間を割けるような状況になるように、私どももしっかり検討させていただきたいと思っております。

なお、御指摘いただきました資料2-5の違反転用の是正状況につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○庄司課長 農村計画課長の庄司でございます。

追認が多いという御指摘がございました。違反転用につきましては、もちろん原状回復が原則ということで考えておるわけですが、中には農地の所有者等が転用許可制度の認識が不十分であったと。もちろん制度を知らないから許されるということではないのですけれども、知らなくて、そんなに確信犯ではないような、悪質とは見受けられないような事案であって、かつ、許可のルール上、申請をしっかりとしていれば本来許可できたものについて追認許可がなされると承知しております。従いまして、できないものをできるということにしているわけではなくて、ちゃんと転用許可を申請していればできたものを追認許可という形にしているということです。

ただ、こういうことを余りやると、そもそも許可を取っていただいている意味がなくなってしまうので、日頃からきちんと農地の状況をチェックしないといけませんし、我々としても、農地法のルールにつきまして現場に周知をしっかりとやっていかないとはいけません。

以上になります。

○河野大臣 この資料を見ると、10年間もそういう状況が続いていて、圧倒的多数が追認許可、恐らくこの前を遡ると、ずっとこういう状況になっているのではないのですか。それが全て申請書の書き方が悪かったとか何とかということで起きているとはちょっと思えないので、また後ほど結構ですから、この追認許可を遡ったらどうなっているのか、それで累積で全国でどれだけ追認許可になっているのか。単にちゃんとやればよかったものなのかどうかという中身が分かるのであれば、その中身もどこかで報告ください。

○牧元局長 ありがとうございます。

大臣の御指摘を踏まえて、内容を更に分析した上で御報告させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

次に、岩下委員、お願いいたします。

○岩下委員 岩下でございます。

移動中ですので雑音が入るかもしれません。お許してください。

今、大臣の御指摘になった違反転用あるいは前半から話している農業委員会のことも含めて、農地をどのように利用するかということについての割と基本的なことを申し上げたいのですが、基本的に農地法に基づいて、農地は農業にしか使ってはいけないということのはずなのです。けれども今、6次産業化あるいは集積所などといって造っているものは、少なくとも農業ではないですよ。2次産業とか3次産業が入ってくるから6次化なので、1次産業ではないということをおそらく言っているわけです。ですから、農業と関連しているからいいだろうということの判断を例えば各地の農業委員会でやるわけですが、関連の仕方というのは、多くのものが農業と関連しているわけなので、どこまでという線引きは明確ではないわけです。厳密な基準がつけられているわけでもない。

そうなってくると、必然的に違反転用というか、私もいろいろな話を聞きますけれども、農業委員会に知り合いがいて、この農地はこういうふうに使えるのでうんぬんかんぬんみたいな話というのはいろいろなところで出てきます。そういうことが現に行われているとすると、今の農地は農民が共同で管理しているものでそれをしっかり守っていく、そのために農業以外の利用は認めないという形での守り方は、もう形骸化しているような気がします。

一方で、休耕農地や耕作放棄地という問題がたくさん出てくるとすると、農地自体が農業の中で十分に使われているかということ、使われていないわけですよ。そうだとすると、私は経済学者ですので経済学的に考えれば、現在の農地に対して農業しかやってはいけないという規制が制度として結構無理があつて、結局民間の自由な取引の中で事実上それを無視したような取引が横行している。それを結果として追認せざるを得ないという実態があるということなのだと思うのです。

したがって、今の農地の仕組みというものをそのままの形で維持するのではなくて、例えばそういう転用をするならばするで、その場合、当然一般的な他の農地ではない工業用

地や商業施設というものであればより安価な土地取得が可能であったわけで、その部分の利益を得るから違法転用する人たちが後を絶たないのだとすると、その差額の分を何がしか例えば納付してもらって、納付してもらった部分についてそれを農業者のために使うとか、何か別の仕組みを考えて、農地を農業のためだけに使うのであるという50年来ぐらいの考え方を既に部分的に崩していくことも可能でしょう。

でも、その崩し方が各地の農業委員会のばらばらの判断によってなし崩し的に崩れているよりは、もうちょっと制度的にきちんと崩して、できればそこに科学的なメカニズムを入れて、それが農業者の利益になるような形に仕組みをつくっていった方がいいのではないかというのが、今日の後半の議論を見て、経済学者として感じた意見です。

私からは以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

次に南雲座長代理に行きたいと思います。その後、農水省の方から御意見を頂ければと思います。

南雲座長代理、お願いします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

先ほど青山専門委員がおっしゃったことはとても重要な点だったかと思います。何かというと、農水省さんの考え方としては、農業イノベーションという形で、今までの農業を超えたイノベーションを起こすようなことをどんどん広げていきたいと思います。その中には、6次産業化を含む1次産業以外のものをバリューチェーン上つなげていくようなものがたくさん出てくるとは思いますけれども、イノベーションに関する活動である限り、一定程度失敗をします。ところが、農地を転用して、何か建物を造ったり、機械を入れたりとか、加工施設を入れたりといったとき、失敗するというリスクを抱えているわけですから、これの逃げ道がないという制度設計になっていると、イノベーションを起こしたくても起こせない、蓋をしているという状況になっているのだと思います。つまり、入り口と出口が一通貫でつながらない制度設計のまま政策が動こうとしているというのが実態だと思います。

そうだとすると、抜けているのは、例えば農業イノベーションを起こそうとして、何らかの形でうまくいかなくなってしまった転用後の農地をどうするかというところの制度設計、保険なのか何なのか、そこを含めて考えないと、大きなマクロで考えたときに、我が国の農業というのは大きな進展ができない、蓋が閉まっているという状況だと思うので、少し目線を変えていただいて、入り口と出口をつなげた制度設計をどうするかという議論をすべきだと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、農水省の方から何かあればお願いいたします。

○牧元局長 ありがとうございます。

まず、岩下委員から御指摘いただきました基本的な考え方についてでございますけれども、委員から御指摘いただきましたように、農地法というものは、農地を農地以外のものにするときに転用許可制度ということで規制をかけているわけでございます。

しかしながら、現在の農地を未来永劫、農業利用のためにだけにずっと使い続けるということで私どもの農地政策なり農業政策がこれまで行われてきたということは、若干誤解があるのではないかと考えております。

我々も、飽くまでもこういう加工施設・販売施設を設けていろいろな地域の活性化に資するような事業については、例えば地域再生法の認定を受けて転用を認めるとか、いろいろなやり方で実際転用を認めてきたわけでございます。そこは正に国土の利用として、どのような利用が適正かというような判断の下に、総合的に判断をしてきたのではないかと考えているところでございます。

そして、農地が十分に使われていないという御指摘でございますけれども、これも恐らく荒廃農地とかの問題の御指摘かと思えます。現在、全国の農地で440万ヘクタールの農地につきましてはしっかり耕作が行われていると考えておりますけれども、1つには、再生利用可能な荒廃農地9万ヘクタール、それから、もう木とかが生えてしまって、再生利用が困難な荒廃農地19万ヘクタールがあるわけでございます。従いまして、我々としては、荒廃農地について再生可能なものについては極力再生していこうということで、これは現場の大変懸命な御努力もあるところでございます。

現在のところ、全国で年間約1万ヘクタールの農地が再生可能ということで、耕作地に戻っているということも事実なわけでございます。ただ、一方、荒廃農地の問題については、放置しておいてよいのかという御議論もあるところでございます。そこが、私どもが今、土地利用の在り方検討会で御議論いただいております一番の中心的な議論のところでございます。正になし崩し的に荒廃農地になっていくのを防ぐために、例えば積極的に森林化をしていくとか、あるいは放牧地のような粗放的な利用を試みるとか、いろいろな土地利用の在り方もあるのではないかと。そういうものについて、制度としてしっかり位置づけるということも目指すべきではないかということで、有識者の先生方からも御議論を頂いているところでございます。

それから、南雲座長代理から御指摘いただきました点につきましては、正に先ほどの青山専門委員と共通の課題かと思えます。撤退したときにどうするのかということでございます。その点につきましては、今後の政策検討の中でよく検討させていただければと思っております。

以上であります。

○佐久間座長 ありがとうございます。

次に林専門委員、その後、澤浦専門委員でお願いいたします。

○林専門委員 ありがとうございます。

農業経営の発展のために農業のイノベーションをしていく必要がある。そのためには、

農業用施設の建設に関する現行の規制の在り方を見直していく必要があるということについては、コンセンサスがあるものと思います。ただ、その方法論について、今回、農水省から御提案いただいた新たな認定制度を設けることについては、むしろデメリットの方が大きいのではないかという議論が現場の方から出ていると思います。

すなわち、例えば既存の認定農業者であれば、経営計画をお出しになって、厳格な要件の下で認定農業者とされているわけですので、更に新たな認定制度を設けていろいろな計画書を出させたりしなくても、認定農業者であれば信頼して、農地施設について拡大していくということは許されているのではないかと思います。

一方、今回資料2-5で示されましたように、現状では事前規制だけ行っていて、良心的な農家の方々が転用できない、良心的に申請した方は転用を認められず、一方で、勝手にやってしまった人はほとんど追認されて「やり得」になっている。ということは、正直者がばかを見るような制度になっていて、それでは制度としての抑止力が働いていないということだと思います。

先ほど局長が、新たな認定制度を設けることが抑止にもなるとおっしゃいました。これは予防的な意味はあるかもしれませんが、しかし、予防と抑止は違うので、まず、大臣もおっしゃったように、過去10年の違反転用に対する制度運用の在り方をしっかり精査していただいて、この抑止力についてしっかり働かせないうちに新たな認定制度を設けるということは、制度として本末転倒なのではないかと思います。

事後監視の厳格化につきましては、今、ドローンなどを使ってまずは一次的に簡単に巡回監視ができるわけですので、そういったものを活用して、先ほど出ましたeMAFF地図に連携するなどして、定期的な巡回監視によって、より早期に事後監視が行われるようにしていただきたいと思います。

また、現状でばらばらな運用解釈が行われているということがあると。これは規制改革のホットラインの方にもそういった声が寄せられていますので、制度運用の厳格化と透明性というものが確保される必要があると思っております。

資料2-5を拝見しますと、行政庁が当該年に新たに発見した違反転用の件数が毎年上がっていて、それについて未是正のものが毎年積み上がっているわけです。ですので、今度精査していただくときには、過去分も含めて未是正のもの、例えば平成30年の449件、平成29年の498件について、果たして刑罰が適用されているのかどうか。なぜ適用していないのか。どこがどういう判断をして適用に至っていないのかということも含めて調査して、報告していただければと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

その点については、先ほど農水省の方から分析をしていただくということなので、お願いしたいと思います。

次に、澤浦専門委員、よろしいでしょうか。

○澤浦専門委員 ありがとうございます。

また現場感覚の話をさせていただきたいと思います。

1つ目の議題と重なる部分があるのですけれども、まず荒廃農地であったり、優良農地の転用であったり、あと農地の集約であったり、そういった中で私自身、農地の構造改善、使いやすいような農地にしていくということがセットだと思っています。私が住んでいる昭和村の耕作放棄地率が0.4%と聞いているのですけれども、農業委員会も活性化してまして、農業者もたくさん頑張っているというところなのですが、群馬県の方に聞いたら、構造改善が進んでいる地域は農業者もいっぱいいる、それから農業委員会の方も活躍しているという傾向があるという話を聞いたことがあります。

そういった観点でいくと、農地の集約、集積と荒廃農地をなくしていくということは、人的に集約してやりなさい、やりなさいということだけではなくて、農地の構造改善、要するに使い手が使いやすい農地に変えていくということがとても重要で、そこで生産性が上がってくると思うのです。

もう一つ、農地の構造改善をするときに、現状、地域の合意というのが必要になってくるのですけれども、実は私も今、それをいろいろな方をお願いしているところなのですが、ここで農業委員会の出番があるのかなと思ってまして、構造改善に当たって、農業委員会が主導的にできるようにならないかなと思っています。

当然、その間に農地の転用といったものも絡んできますので、一括的にそういうものができたらいいのではないかなと思っています。そんなことで集約・集積、それから荒廃農地をなくしていくということは、構造改善と農業委員会のそういったものがセットで実現できるのではないかなと現場感覚では感じております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、農水省の方から何かあればよろしく申し上げます。

○牧元局長 ありがとうございます。

まず、澤浦専門委員から御指摘いただきました、荒廃農地の解消と農地の集積・集約化と農地の構造改善、いわゆる基盤整備を一体的に進めるべきだということは本当に御指摘のとおりかと思えます。私どもも農業農村整備事業をはじめとする各種事業を使いまして、是非、これらが相互的にできるように、事業を進めていきたいと思えます。

実際に構造改善というか基盤整備が進んでいるところでは集積・集約化も進んでおりますし、また、荒廃農地も発生しにくくなっているということでございますので、そこは事業を推進していくことが大変重要だと思えます。

また、地域の合意形成に当たって、農業委員会をもっと活用すべきということも大変貴重な御提言かと思えます。しっかり検討させていただきたいと思えます。

先ほど林専門委員から、新たな認定制度が非常に負担になるのではないかという御指摘もございます。ここは正に負担にならないような制度設計を目指したいと思うわけであり

ますけれども、一つ御理解いただきたいのは、新しくつくろうとしております制度が例えば地域再生法というような類似の制度と同様に、いろいろな地域の活性化のために、いろいろな施設を造る。それを認定する制度というようなこと。その効果として、いろいろと転用許可の特例とか、そういうものをつける。そんなイメージで考えていくということ御理解いただければと思います。

ありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、時間も参りましたので、議題2の議論を終える前に、金丸議員から一言お願いしたいと思います。

○金丸議員 ありがとうございます。

農業を成長産業化するために、意欲ある担い手が円滑に経営拡大できるよう、過度な規制はどんどん見直していくべきだと思っています。現行、農地に係る手続や制度は多岐にわたって煩雑です。現場に過度な負担を強いていると言わざるを得ません。縦割りの制度や手続はもっと見直しを進める必要があります。

今回、農水省から御提示いただいた案のうち、新たな計画認定制度を設ける点については再検討をお願いしたいと思います。果たして、市町村から施設整備計画の認定を受ければ違反転用が防げるのか。事後チェックはどうするのか。そもそも誰がどんなふうにチェックすべきなのか。まともな農業者の手続負担が増えはしないか。市町村丸投げではまたばらばらになってしまって、農水省の標準化などのリーダーシップはどう考えていらっしゃるのか。様々な論点があったと思います。そういう意味では、まだ議論はし尽くしていないのではないかと思いますので、是非再検討をお願いしたいと思います。

農地情報のデジタル化を進めることと併せて、農業用施設の情報も一元管理をして、他制度の申請内容を準用するなど、手続のワンスオンリー化を図っていくべきだと思います。

また、違反転用の多くが追認許可となっている現状は、大きな問題だと思います。

農業委員会、特に推進委員はデジタル化された農業用施設の情報をリアルタイムに把握し、ドローンを活用して巡回監視を強化するなど、スマート農業委員会としてその役割をもっと発揮していくべきだと思います。

農水省には、必要な担保措置を早急に再検討していただきたいと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは最後に、座長の佐久間からもコメントさせていただきます。

まず今回、農水省から御提示いただいた案は、澤浦専門委員、井村専門委員、現場の方々もおっしゃっていたように、転用許可不要とする面積基準を2アール以上に拡大する。更に加工・販売施設も対象にするという点で評価させていただければと思います。

しかし、農家の方は本業に力を入れていただきたいということで、現行の農地に係る手続・制度が非常に複雑であるということを考えれば、農業者の負担はより軽減していくべ

きだと考えます。この点でいえば、今、金丸議員がおっしゃったように、新たな認定制度を設ける点については再度検討していただければと思います。

また、林専門委員がおっしゃっていたということもございます。既存の制度でも十分準用できるものもあろうかと思えます。

あと、農地施設等のデジタルデータを一元化するというのも是非手続のワンスオンリー化を図る上で、農業者の負担とならない措置を検討いただければと思います。

さらに、本日の資料2-5の違反転用の件に関しましては、大臣、林専門委員、金丸議員から御指摘されていたように、この中身については過去に遡って、是非分析していただいて、その上で再度議論をさせていただければと思います。井村専門委員、澤浦専門委員もおっしゃっていましたが、これを見る限りでは、真面目に農地法に従って手続を取っている方から見ればやり得。更には是正といっても追認というようにも見えますので、この点については中身を議論させていただければと思います。

あと、違反転用の事後監視というのは当然厳格化するというのも必要かと思えます。これは農業委員会の方が年に1回ということではなくて、定期的に巡回監視をする。さらには、農地情報のデジタル化との取組もあわせて、農業用施設の情報もリアルタイムに把握していくといった措置も講じていただければと思います。

転用認可基準についても御説明がありました。やはりばらつきがあるということでございます。ここは6割以上の市町村が独自基準を定めているにもかかわらず、それが公表できていないという実態があるということも分かりました。やはり現在の状況というのは農業者にとって予見可能性が低い、公正で透明な制度運用が行われるべきではないかと思えます。

また、本日は農業用施設の建設に係るという点で農地転用の議論があったわけですが、農業用施設の転用以外の手続も含めて、規制改革実施計画の調査を実施するに当たりということですが、そういう懸念も洗い出した上で、判断基準やガイドラインを整備、周知していただくよう、対応をお願いしたいと思います。

本日議論できなかった点を含めまして、2週間後を目途に事務局へ連絡いただき、進めさせていただければと思います。

本日は、長い間、ありがとうございました。

また、河野大臣、大変御多忙のところ御参加いただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の議論はこれで終了させていただきます。

○河野大臣 どうもありがとうございました。